

「愛西市開発行為等の周知に関する条例」が一部変わります。（令和4年4月1日施行）

改正の目的と概要

【改正の目的】

野天作業場等により周辺の農地や住環境へ影響を及ぼさないようにするため、これまでの条例対象となる行為（※下記参照）に加え、以下の新たな手続きや対応等を義務付けることで本市の適正な土地利用を図っていくことを目的とします。

【改正の概要】

- ① 規則で定める次の行為をする場合、事業用地の大きさに関係なく地域住民等へ周知及び意見聴取が必要になります。

- 自動車等（廃自動車を含む）の処理及び保管
- 再生資源物の処理、集積又は貯蔵
- 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積
- 資材置場

*開発、建築行為がなくても条例の対象となります。

- ② 上記の行為をするには、規則で定める基準を満たしていることを、市長へ申出することが義務付けられます。なお、事業中も基準を満たす必要があります。
- ③ 当該行為が規則で定める基準を満たしていないとき又は満たさなくなったときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することになります。

※これまで（現行）の条例対象となる行為

土地の区画や形状を変える開発・建築行為で、事業区域が1,000平方メートル以上のもの

（例：宅地造成、事業用造成、建築・特定工作物の設置など土地の区画や形状を変えるもの）

申出の審査・その他

〈市〉 申出内容について、規則で定める基準を満たしていることを審査します。
助言若しくは指導に従わないときは、必要な措置をとるように勧告します。

〈事業者〉 事業の内容が基準に適合しない場合は、計画の見直しや変更が必要になります。